

ふじみ野市都市公園条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(使用料等)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、<u>ふじみ野市道路占用料徴収条例(平成17年ふじみ野市条例第150号)</u>の規定を準用して算出した占用料を納付しなければならない。</p> <p>(使用料等の減免)</p> <p>第18条 市長は、<u>公用に供し、又は災害その他市長が特別に認めたときは、第16条に規定する使用料及び占用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、市長は、電源施設に係る使用料については、災害時を除き、これを減免しない。</u></p> <p>(指定管理者の業務)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 <u>前条の規定により、指定管理者にふじみ野市運動公園、ふじみ野市第2運動公園及びふじみ野市荒川運動公園の管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用(前項に規定する指定管理者の業務に関する規定に限る。)</u>については、<u>第6条第2項及び第3項並びに第17条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第16条第2項、第19条(見出しを含む。)</u>並びに別表第2備考2及び3中「使用料」とあり、<u>第17条の見出し中「使用料等」とあり、並びに同条第1項及び第18条第1項中</u></p>	<p>(使用料等)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、<u>ふじみ野市道路占用料条例(平成17年ふじみ野市条例第150号)</u>の規定を準用して算出した占用料を納付しなければならない。</p> <p>(使用料等の減免)</p> <p>第18条 市長は、<u>公用又は公共の事業その他特別の事由があると認めるときは、利用者の申請により使用料又は占用料を減額し、又は免除することができる。ただし、電源施設使用料は、これを減免しない。</u></p> <p>(指定管理者の業務)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 <u>前項の規定により、指定管理者にふじみ野市運動公園、ふじみ野市第2運動公園及びふじみ野市荒川運動公園の管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用(前項に規定する指定管理者の業務に関する規定に限る。)</u>については、<u>第5条、第6条第2項及び第3項、第18条、第20条並びに第31条第5号中「市長」とあるのは「指定管理者」とし、第16条第2項、第19条及び別表第2中「使用料」とあり、並びに第18条中「使用料又は占用料」とあるのは「利用料金」とする。</u></p>

「使用料及び占用料」とあるのは「利用料金」と、同条の見出し中
「使用料等」とあるのは「利用料金等」と、同条第1項中「市長は」
とあるのは「指定管理者は」とする。

別表第2(第6条、第16条関係)

施設区分		単位	利用時間	利用者区分	金額	
ふじみ野 市運動公 園	野球場	1面	2時間	一般	円	
				15歳に達す る日以後の 最初の3月31 日までの間 にある者 (以下「中 学生以下」 という。)	400	
	テニスコ ート	1面	2時間	一般	800	
				中学生以下	400	
		照明施設	1基	2時間		800
	フットサルコート	1面	1時間	一般	1,500	
				中学生以下	750	
		シャワー	1台	5分		100
		ロッカー	1台	1日		100
	ふじみ野 市第2運 動公園	体育館	アリーナ	6分の1 面	3時間	一般
					中学生以下	200
		卓球場	1台	1時間	一般	100
					中学生以下	50

別表第2(第6条、第16条関係)

施設区分		利用単位区分	利用者区分	使用料	
ふじみ野 市運動公 園	野球場	1面/2時間	一般(高校生以 上を含む。)	1,500円	
			小学生・中学生	400円	
	テニス コート	コート	1面/2時間	一般(高校生以 上を含む。)	800円
				小学生・中学生	400円
		照明施設	1基/2時間	—	800円
	フットサルコート		1面/1時間	一般(高校生以 上を含む。)	1,500円
				小学生・中学生	750円
		シャワー	1台/5分	—	100円
		ロッカー	1台/1日	—	100円
	ふじみ野 市第2運 動公園	体育館	アリーナ	6分の1面/3時間	一般(高校生以 上を含む。)
小学生・中学生					200円
		卓球場	1台/1時間	一般(高校生以 上を含む。)	100円
				小学生・中学生	50円
武道館	柔道場	1面/3時間	一般(高校生以 上を含む。)	800円	
			小学生・中学生	400円	

武道館	柔道場	1面	3時間	一般	800	
				中学生以下	400	
	剣道場	1面	3時間	一般	800	
				中学生以下	400	
	多目的球場		1面	1時間	一般	1,300
					中学生以下	650
シャワー		1台	5分		100	
ロッカー		1台	1日		100	
ふじみ野市荒川運動公園	野球場	1面	2時間	一般	600	
				中学生以下	200	
動公園	サッカー場	1面	2時間	一般	600	
				中学生以下	200	
他の都市公園	電源施設	1か所	1日		500	

備考

- 1 中学生以下の利用者区分の適用は、中学生以下の者又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体が利用する場合でなければならない。
- 2 一般の利用者で、障害者手帳の交付を受けている者及びその介助者(1人に限る。)又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体が利用する場合の使用料(照明施設、シャワー、ロッカー及び電源施設に係る使用料を除く。)は、この表の金額に0.5を乗じ

	剣道場	1面/3時間	一般(高校生以上を含む。)	800円
			小学生・中学生	400円
	多目的球場	1面/1時間	一般(高校生以上を含む。)	1,300円
			小学生・中学生	650円
シャワー		1台/5分	＝	100円
ロッカー		1台/1日	＝	100円
ふじみ野市荒川運動公園	野球場	1面/2時間	一般(高校生以上を含む。)	600円
			小学生・中学生	200円
動公園	サッカー場	1面/2時間	一般(高校生以上を含む。)	600円
			小学生・中学生	200円
他の都市公園	電源施設	1か所/1日	＝	500円

備考

- 1 上記利用者区分は、団体又は個人のいずれの利用にも適用し、一般と小学生又は中学生が混合して利用する場合は、上記使用料の一般を適用する。
- 2 小学生とは小学校又は特別支援学校の小学部(以下「小学校」という。)に、中学生とは中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に、高校生とは高等学校に在学するものをいう。

て得た額とする。

- 3 ふじみ野市、富士見市若しくは入間郡三芳町に住所を有し、通勤し、若しくは通学している者又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体以外のものが利用する場合の使用料(照明施設、シャワー、ロッカー及び電源施設に係る使用料を除く。)は、この表の金額に2を乗じて得た額とする。
- 4 利用が終了したロッカーを再度利用する場合は、この表の金額を利用の都度納付しなければならない。

- 3 小学校就学の始期に達するまでの者のみが有料の公園施設(シャワー及びロッカーを除く。)を利用する場合の使用料の額は、無料とする。

- 4 ふじみ野市、富士見市及び入間郡三芳町に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学している者又は当該者が構成員の一員となっている団体のうち、これらの者の数が過半数を超える団体以外のものが有料の公園施設(シャワー及びロッカーを除く。)を利用する場合の使用料の額は、上記使用料の額の100分の200に相当する額とする。
- 5 利用が終了したロッカーを再度利用する場合は、上記使用料を利用の都度納付しなければならない。